

建設業無災害運動月間

運動月間:平成 29 年 3 月 1 日～31 日 準備月間:平成 29 年 2 月 1 日～28 日

年度末は、公共工事等多くの工事が竣工に向け、繁忙期となり、また、工事関係者、色々な職種に係る従事者の出入りも多く、注意力が低下しやすい時期です。

建設業無災害運動月間は、この時期における労働災害防止活動の一層の推進を図る目的で、建設業労働災害防止協会鹿児島県支部及び各分会が主催する取組です。

当署ではこの取組を後援し、次の日程の説明会に参加します。

- 2月 7日(火) 13:30～ 瀬戸内建設会館
- 2月 9日(木) 13:30～ 喜界中央身公民館
- 2月 14日(火) 13:00～ 徳之島建設会館
- 2月 17日(金) 13:30～ 奄美建設会館
- 2月 20日(月) 15:00～ 和泊町中央公民館
- 2月 22日(水) 15:30～ 与論中央公民館

三大災害(墜落・転落災害、建設機械・クレーン災害、倒壊・崩壊災害)を撲滅しよう!!

労基署 だより

第 111 号
H29.2.1

名瀬労働基準監督署
TEL 0997-52-0574
FAX 0997-52-6869

鹿児島労働局HP
(<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

鹿児島県の最低賃金

1時間 **715 円**

(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/kagoshima-roudoukyoku/jireitoukei/pamphlet_leaflet/roudo_u_kizyun/saitin/saitin.pdf)

労働条件相談ホットライン

長時間労働や賃金不払残業などのご相談を夜間・土日に無料で受け付けます。
0120-811-610

働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」
(<http://kokoro.mhlw.go.jp/>)

労働基準関係法令各種様式集

(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu.html)

サトウキビの運搬作業での災害にご注意ください

製糖期に入り、サトウキビを畑から工場に運搬する作業が行われる季節になりました。例年、同作業中のトラッククレーンの荷台等からの転落災害が発生しております。同種災害防止のため、保護帽着用、墜落防止、移動式クレーンや玉掛の有資格者の配置など安全管理に十分配慮されるようお願いいたします。

【平成 28 年の災害事例】

- 1 荷下ろし作業中にトラックの荷台の反対側側面より落下し、頭蓋部を打撲。
- 2 トラック荷台清掃中に雨で濡れていた荷台から足を滑らせ落下し、左大腿部を骨折。
- 3 積み込み作業中に荷均しのため荷台上で踏み固めていたところ落下し、両足ほかを骨折。
- 4 運搬中にカーブを曲がりきれず、ガードレールを突き破り谷に落下し、1名死亡、1名全身打撲。
- 5 車両誘導中に側溝に足をとられ、左足を骨折。

必要な報告・届出を忘れていませんか？

健康診断結果報告

常時 50 人以上の労働者を使用する場合は、健康診断を行った結果報告を、遅滞なく、労働基準監督署へ提出する必要があります。

心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)結果等報告書

常時 50 人以上の労働者を使用する場合は、ストレスチェックを行った結果報告を、遅滞なく、労働基準監督署へ提出する必要があります。

時間外・休日労働に関する協定(36 協定)届

時間外労働や休日労働を行わせる場合には、労使で 36 協定を締結し、その上限時間をあらかじめ、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署へ届け出る必要があります。

労働基準関係法令各種様式集

鹿児島労働局ホームページで、各種様式集を掲載していますので、ご利用ください。

働き方・休み方改善ポータルサイト

～ 効率的に働いてしっかり休むために ～
企業の皆様が自社の社員の働き方・休み方の改善に是非ご活用ください。
(<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>)

職場のあんぜんサイト

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>)
労働災害統計 災害事例
リスクアセスメントの実施支援システム
化学物質 免許・技能講習

あんぜんプロジェクト

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>)
労働災害のない日本を目指してともに活動していただけるメンバーを募集しています。

労災かくしは犯罪です。

労災事故があった場合は、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出してください。労災事故に健康保険は使えません。

「労基署だより」は、労働局ホームページ(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/kantoku/naze-rouki.html)に掲載しています。